

議 案 書

【議案】

〔令和 7 年度第 1 回評議員会〕

番 号	件 名		ページ
議案第 1 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 令和 6 年度事業報告について	事業報告書	資料 1-1
		事業報告参考資料	資料 1-2
議案第 2 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 令和 6 年度決算報告について	決算書概要	説明資料
		決算報告書（総括）	資料 2-1
		決算報告書（拠点区分別）	資料 2-2
		決算報告書 〔資金収支計算書(明細書)サービス区分別〕	資料 2-3
		決算報告書 〔事業活動計算書(明細書)サービス区分別〕	資料 2-4
		決算報告書 〔貸借対照表(明細書)拠点区分別〕	資料 2-5
		固定資産管理台帳・増減明細表・集計表 〔拠点区分別〕	資料 2-6
議案第 3 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事の選任について		5
議案第 4 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程の一部改正について		8

【報告】

番 号	件 名	ページ
報告第 1 号	令和 6 年度熊本市社会福祉協議会基盤強化計画評価検証について	資料 3

令和7年6月30日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度事業報告について

資料1－1及び資料1－2のとおり

令和7年6月30日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度決算報告について

説明資料及び資料2－1から資料2－6のとおり

令和7年6月30日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事の選任について

<提出理由>

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第18条、第19条及び第23条並びに社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事選出等に関する規程第2条及び第3条に基づき、選任をお願いするもの

<任期>

令和7年6月30日から令和9年度定時評議員会の終結時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

（役員の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の任期）

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事選出等に関する規程〔抜粋〕

（理事の選任区分）

第2条 評議員会は、会員の中から、次の各号に掲げる区分に従い選任する。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 地域福祉の福祉活動実践団体 | 1名 |
| (2) 民生委員児童委員等の福祉活動団体 | 1名 |
| (3) 地域の福祉に関係ある団体 | 1名 |
| (4) 社会福祉施設及びこれに関係ある団体 | 2名 |
| (5) 行政機関及び社会福祉協議会 | 2名 |
| (6) 学識経験者等 | 1名 |
| (7) 社会福祉を支援する企業及び団体 | 2名 |

（監事の選任）

第3条 評議員会は、財務諸表等を監査し得る者と、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域福祉の関係者から監事を選任するものとする。

(議案第5号関係)

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員（理事・監事）候補者名簿

任期 令和7年6月30日から令和9年度定時評議員会終結の時まで

■理事

〔敬称略〕

種別	区 分	定数	所属・役職	氏 名
第1号	地域の福祉活動実践団体	1名	熊本市校区社協連絡協議会事務局長	とりさき いちろう 鳥 崎 一 郎
第2号	民生委員児童委員等の福祉活動団体	1名	熊本市民生委員児童委員協議会会長	こやま とよこ 小 山 登 代 子
第3号	地域の福祉に関係ある団体	1名	熊本市社会福祉協議会障がい部会会長 (熊本市身体障害者福祉協会連合会会長)	たもん ふみお 多 門 文 雄
第4号	社会福祉施設及びこれに関係ある団体	2名	熊本市社会福祉施設連合会会長	かい くにひで 甲 斐 國 英
			養護老人ホーム愉和荘施設長	かみなが しゅういち 神 永 修 一
第5号	行政機関及び社会福祉協議会	2名	熊本市健康福祉局長	はやし まさたか 林 将 孝
			熊本市社会福祉協議会事務局長	なかがわ かずのり 中 川 和 徳
第6号	学識経験者等	1名	熊本市社会福祉協議会参与	かやの あきら 萱 野 晃
第7号	社会福祉を支援する企業及び団体	2名	熊本市ボランティア連絡協議会会長	はら きよみ 原 清 美
			熊本市共同募金委員会副会長	にしむら かずひろ 西 村 一 弘
合 計		10名		

■監事

〔敬称略〕

種別	区 分	定数	所 属(役職)	氏 名
—	財務諸表等を監査し得る者	1名	熊本市老人福祉施設協議会会長	よし井 そうま 吉井 壮馬
—	社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者	1名	熊本県立大学名誉教授	あらき きよこ 荒木 紀代子
合 計		2名		

議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程の一部改正
について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程の一部を次のように改める。

＜改正理由＞
会長に対する役員報酬改定に伴い、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程（案）新旧対照表

現 行	改 正 案		
第1条～第2条〔略〕 (報酬等の支給及び額) 第3条 役員及び評議員に対し、次の通り報酬等を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び行政機関職員の役員等に対しては、報酬等を支給しない。 2 役員に対する報酬等は、別表第1に定める額を支給する。 3 評議員に対する報酬等は、別表第2に定める額を支給する。 (報酬等の支給方法) 第4条 役員及び評議員の報酬等の支給方法については、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。 第5条～第6条〔略〕 (改廃) 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。	第1条～第2条〔略〕 (報酬等の支給及び額) 第3条 役員及び評議員に対し、次の通り報酬等を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び行政機関職員の役員等に対しては、報酬等を支給しない。 2 役員に対する報酬等は、別表第1に定める額を支給する。 3 評議員に対する報酬等は、別表第2に定める額を支給する。 <u>4 前項に関わらず、会長については別表第3に定める額を支給する。</u> (報酬等の支給方法) 第4条 役員及び評議員の報酬等の支給方法については、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。 <u>ただし、会長については職員給与規程を準用し支給する。</u> 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。 第5条～第6条〔略〕 (改廃) 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。 別表第3（会長の報酬） <table><tr><td>月 額</td><td>100,000円</td></tr></table>	月 額	100,000円
月 額	100,000円		

附 則
この規程は、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月30日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

報告第1号

令和6年度熊本市社会福祉協議会基盤強化計画評価検証について

資料3のとおり

